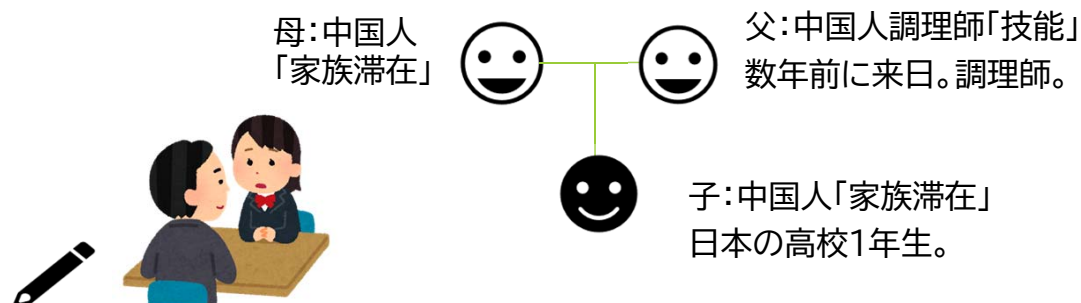


## 【進路相談の一例 「家族滞在」の生徒の諸問題】



Q:数年前に来日し、調理師として働く父。数年たち、日本の生活にも慣れ、妻と子呼び寄せ。お子さんは中学1年生のときに来日し、中学校を卒業。県立高校に進学し、現在高校1年生。

卒業後の進路(進学・就職)を考えるとときに在留資格が影響することがある。

## 【参考】 高等学校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する高校生の方へ

Q1. どのような職務内容でも良いのですか？

A1. 「定住者」への変更の場合には、職務内容に制限はないとされています。  
一方、来日時期が遅い「特定活動」への変更の場合には、「指定書」(条件)が付され、認められる活動は、「扶養者と同居し、日常的な活動」に限定されますが、風俗営業以外の職種であれば、就労することができます。

Q2. 高校は定時制高校、通信制高校も含まれますか？

A2. 特に限定されていないので、通信制、定時制の高校も含まれます。



現在「家族滞在」の在留資格であること、来日時期によること、高校をしっかりと卒業すること、就職の内定をえること(28時間以上の勤務であること)など条件はありますが、職務内容や時間の制限なく、社会の一員になる道が開けました。



2018/5/29:法務省にて確認